

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

佐賀市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 中山間地域

(富士町、三瀬村、大和町の山間部、旧佐賀市の山間部)

(1) 現況

本地域は、脊振山麓の傾斜地域であり、棚田を生かした特色ある米作りが行われているほか、高冷地野菜や果樹などの栽培が行われている。地域の大部分が特定農山村地域に指定されており、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 平坦地域

(旧佐賀市の平坦部、大和町の平坦部、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町)

(1) 現況

本地域では、整備された大規模な圃場を活用し、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業が行われている。市街化区域を囲むように農地が広がっており、農業生産の場としてだけでなく生活の場でもあるため、景観の保全や生態系の維持など、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	中山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	平坦地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- 1 法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。
- 2 法第3条第3項第2号に掲げる事業について、下記のように定める。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- ・富士町全域（特定農山村法、山村振興法、過疎法、）
- ・三瀬村全域（特定農山村法、山村振興法、過疎法、）
- ・大和町全域（特定農山村法、山村振興法）
- ・旧佐賀市金立村・旧久保泉村（佐賀県特認基準）

但し法指定地域と自然条件が連続する集落に限る。

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地

田 1/20 以上、畑、草地及び採草牧草地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）緩傾斜農用地

（a）8 法内地域

田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草牧草地 8 度以上 15 度未満

（b）特認地域

次の（i）から（iv）までのいずれかを満たす緩傾斜農用地（田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草牧草地 8 度以上 15 度未満）

（i）急傾斜農用地と連担している場合

（ii）急傾斜農用地と営農上の一体性のある場合
（共同作業、施設の共同管理等）

（iii）高齢化率及び耕作放棄率が高い場合

（高齢化率：30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑等 10%以上）

（iv）緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合

2. 集落協定の共通事項

（1）構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という）及び水路・農道等についての管理方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、もしくは集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。また、水路・農道等については、集落、生産組合、水利組合等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、会計監査担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活

動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。なお、多面的機能を増進する活動については、1つ以上の取組みを選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情をふまえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下、「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容との整合をとること。）

ア 集落戦略の作成

6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを行い、以下の事項について合意形成を図り作成することとする。

- ① 協定農用地の将来像
- ② 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- ③ 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- ④ 具体的な対策に向けた検討
- ⑤ 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- ⑥ 農業生産活動等の継続のための支援体制

3. 対象者

対象者は、集落協定又は、個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

4. その他必要な事項

農業生産条件の強化に必要な工程は、以下のとおりとする。

工 種	作 業 内 容
ほ場整備	< 区画整理 > ・ 畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入 < 暗渠排水 > ・ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・ 現場施工による用排水路の敷設 ・ 水路（コンクリート二次製品）の設置 ・ 取水、分水施設の設置 ・ ポンプ場の新設・更新 ・ ため池の新設・改修
道路工	・ 農道の新設、拡幅 ・ 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
有害鳥獣 対策	・ ワイヤーマッシュ防護柵の新設 ・ 電気牧柵の新設